

## 1 法学新報發行の主旨

〔「法学新報」第一号 明治二十四年四月二十五日〕

社説

### ○法学新報發行之主趣

余輩不肖を顧みず本紙を發行するの種趣ハ他あるに非す一片の  
俠氣、聊か國家に報ひんとするに在るのみ

立法の主旨其宜きを得ざらむ平禍する所果して若干そ天下の弊  
事多し為政者の失計も亦た時としてハ免かる、を得ず然れども  
其禍未た必ずしも全国民に及はす又永久に存続すへきにも限ら  
ず只た夫れ法律なる者一たび其宜きを得されハ之を改むるに容  
易にあらず而して其災害の波及する所、決して一局部に止まら  
ざるのみならず甚しければ子孫万世に到るまで其毒を受く量に  
寒心せざるへけむや然るに翻りて我国現時の有様を觀察するに  
国民の法律を視る甚た重からず要路の士、軽して法律を發布す  
るものに似たり

過去ハ追ふへからず未來猶ほ戒しむべし嗚呼吾党の士、發憤せ  
よ興起せよ帝國の為めに帝國法律の為めに  
凡そ国として各其法律なきハあらず独り我国の法律家なるもの  
ハ或ハ英米法律と云ひ或ハ獨仏法律と云ひ其藩屏に拠りて得失  
長短を較す卑屈と云ハすして何そ狭量と云ハすして何そ然れど  
も是れ又た勢の必至、今俄かに如何ともするなしされと競争ハ  
真理の母にして若し能く互に相切磋せは他山の石俱に共に光輝  
を發揮するの媒介たらすむハあらず余輩の眼中又た彼是れの畛  
域を認めず各派明法の士、發憤せよ興起せよ帝國法律統一の為

良將ハ猥に兵を説かず良医ハ容易に薬石を用ひず其人を活す所  
以ハ則ち其人を殺す所以なるを知れハなり輕々法を作り輕々法  
を改む夫れ斯民を如何せむ  
英國の碩儒スペンセル氏曾て英國の国会を嘲り評して曰く「國  
会ハ法律をだに制作せハ國民の道徳を上進し得へしと信せり、  
兵強かるへしと信せり、財豊かなるへしと信せり、何すれそ夫

れ愚なるや卿等ハ何そ一法律を發布して日月の運行を停止する  
の策を講せざる老の将に至らむとする挽回するの計を尽さる  
、」と余輩ハス氏の冷評の過激に失せるを知ると雖も法律ハ尚  
ほ劇薬の如し其良効を収むるハ名医の苦心する所なれども庸手  
の為めに誤まる、ハ比々皆是なり豈に懼れざるへけむや

然れども馬上を以て天下を治むへからざるは今更論なし三章の  
法、以て立憲法治の國家を經營するに足らざるも又明かなり要  
は只た国民全般をして法律の頼むへく恐るべきものたるを知ら  
しむるにあるのみ

余輩ハ失望したり余輩ハ驚愕したり第一回帝國議会に於て法律  
の輕視せられたるを見て——顧ふに是れ何人も同感ならむ  
予算問題固より重大なり然れども帝國議会ハ如何なる場所ぞ謂  
はすして其立法の府たるを知るへし嗚呼此場所に於て輕々法律  
上の得失を看過す天下何人か法律の得失に過大の憂慮を抱くも  
のそ

過去ハ追ふへからず未來猶ほ戒しむべし嗚呼吾党の士、發憤せ  
よ興起せよ帝國の為めに帝國法律の為めに

凡そ国として各其法律なきハあらず独り我国の法律家なるもの  
ハ或ハ英米法律と云ひ或ハ獨仏法律と云ひ其藩屏に拠りて得失  
長短を較す卑屈と云ハすして何そ狭量と云ハすして何そ然れど  
も是れ又た勢の必至、今俄かに如何ともするなしされと競争ハ  
真理の母にして若し能く互に相切磋せは他山の石俱に共に光輝  
を發揮するの媒介たらすむハあらず余輩の眼中又た彼是れの畛  
域を認めず各派明法の士、發憤せよ興起せよ帝國法律統一の為

めに帰一の為めに

余輩の不肖なる固よりよく為すなきを知ると雖も至誠人に譲らず帝国法律の前途を憂慮するの士ハ幸に余輩の微衷を賛せよ敢て請ふ